

## 別紙 語学に関する基準

### 1 母語以外の言語（日本語以外）での応募を希望する者

申込者は、原則として下記の資格証明を有することを条件とする。ただし、この表以外の各種言語の申込みで区が特に必要であると認めた場合はこの限りでない。

言語	指標	規準	実施団体
英語	実用英語技能検定	準1級程度	(公財) 日本英語検定協会
	国際連合公用語英語検定	B級以上	(公財) 日本国際連合協会
	TOEIC	730以上	(一財) 国際ビジネスコミュニケーション協会
	TOEFL PBT	550以上	ETS
	TOEFL iBT	79以上	ETS
中国語	中国語検定試験	2級以上	(一財) 日本中国語検定協会
	漢語水平考試 (HSK)	5級以上	HSK 日本実施委員会
フランス語	実用フランス語技能検定試験	準1級以上	(公財) フランス語教育振興協会
ドイツ語	ドイツ語技能検定試験	2級以上	(公財) ドイツ語学文学振興会
韓国・朝鮮語	ハングル能力検定試験	2級以上	特定非営利活動法人ハングル能力検定協会
スペイン語	スペイン語技能検定	2級以上	(公財) 日本スペイン協会
有資格言語	通訳案内士	合格	(独) 国際観光振興機構
いずれの言語でも可（日本語を除く。）	教育機関（日本国内・国外を問わない。）で日本語以外の言語で教育を受け、日常会話レベル以上のコミュニケーションを図れる者	1年以上	

### 2 母語（日本語以外）での応募を希望する者

申込者は、原則として下記の資格証明を有することを条件とする。

言語	指標	規準	実施団体
日本語	日本語能力試験	N2 レベル以上	(公財) 日本国際教育支援協会・(独) 国際交流基金
	日本の教育機関で日本語教育を受け、日常会話レベル以上のコミュニケーションを図れる者	1年以上	
	日本語を含む2以上の言語を用いて翻訳・通訳を行う職業に従事した経験がある者	1年以上	